

インドシナ難民の定住許可に関する閣議了解の推移

資料2(1)

ベトナム難民の定住許可について(昭和53年4月28日)

本邦に一時滞在中のベトナム難民

- 一定の条件に該当する者に定住を目的とする在留を許可
(①日本人及び安定した生活を営む本邦在留外国人の配偶者・親・子、②安定した生活を営む里親のある者、③安定した生活を営み身元保証人のある者及びその配偶者・親・子)

※ それまでは、ボート・ピープルの通過又は一時的な滞在のみを認めることとしていた。

インドシナ難民の定住対策について(昭和54年4月3日)

- ベトナム難民からインドシナ難民(ベトナム、ラオス、カンボジア)に対象を拡大
- 定住許可条件について弾力的運用

アジア諸国に一時滞在中のインドシナ難民

- 一定の条件に該当する者に定住を目的とする入国を許可
(①日本人及び安定した生活を営む本邦在留外国人の配偶者・親・子、②日本と一定の地縁関係を有し呼寄せ人・就職予約のある者及びその配偶者・親・子)

昭和50年4月以前に入国したインドシナ三国からの留学生等で当面帰国できないもの
→ 定住の実現に努める

- 500人という当面の定住枠を設定
- 定住希望者に対する日本語教育、職業紹介、職業訓練の実施

インドシナ難民対策の拡充・強化について(昭和54年7月13日)

定住許可条件の緩和

- 血縁関係の範囲を拡大
配偶者・親・子 → 相互扶助が可能な親族
- 身元保証人を条件から削り、自活する意思と能力があれば定住を許可することに

定住許可条件の緩和

- 血縁関係の範囲を拡大
配偶者・親・子 → 相互扶助が可能な親族
- 日本と一定の地縁関係を有する者に関し、入国後の就職が見込まれる者については定住のための入国を可能に

- 定住促進策について改めて記載
定住希望者に対する日本語教育、職業紹介、職業訓練の実施
インドシナ難民の就労先の確保に努力

インドシナ難民の定住対策について(昭和55年6月17日)

家族再会を目的とする合法出国計画(ODP)の手続によりベトナムからの家族呼び寄せを認める

定住許可条件の緩和

- 同行する家族の範囲を拡大
配偶者・親・子 → 相互扶助が可能な親族
- 日本との地縁関係の範囲を拡大
- 日本社会への適応能力が認められる者についても入国を認める
- 里子の入国を認める

※ その後の定住枠の拡大

- 昭和55年6月17日付け閣議了解 500人 → 1,000人
- 昭和56年4月28日付け閣議了解 1,000人 → 3,000人
- 昭和58年11月1日付け閣議了解 3,000人 → 5,000人
- 昭和60年7月9日付け閣議了解 5,000人 → 10,000人
- 平成6年12月6日付け閣議了解 定住枠の撤廃

インドシナ難民対策関係閣議了解

○ ベトナム、カンボジア人留学生に対する緊急救護措置について（昭和50年6月24日）

在日ベトナム、カンボジア人留学生の経済的な困窮の特殊事情にかんがみ、人道的見地から、実情に応じ、授業料の猶予又は減免、アルバイトのあっせん、学生生活に関する指導助言を積極的に推進するとともに、公営競技収益金を含めた民間からの援助による救援資金の臨時貸付けに必要な基金が緊急に設定されるよう措置するものとする。

○ ヴィエトナム難民対策について（昭和52年9月20日）

最近におけるヴィエトナム難民の入国事例の増加に対応し、その円滑な処理を図るため、政府は次の方針により対処するものとする。

1 対策

ヴィエトナム難民問題については、従来よりこれら難民の一時上陸を認めてきたところであるが、人道問題に関する国際協力の一環として、当面、さらに次の対策の推進を図る。

- (1) 難民収容のための施設の確保に努めるとともに、その円滑な運営を図る。
 - (2) 緊急を要する医療供与等の援護措置について検討する。
 - (3) 難民に対する職業・技術訓練の供与を必要に応じ検討する。
 - (4) 上記諸施策の実施にあたっては、日本赤十字社その他の関係団体の協力を得て、その円滑な運営を期する。
- 2 国連難民高等弁務官事務所への抛出について、今後とも積極的に努力する。
 - 3 ヴィエトナム難民の本邦における定住等の問題については、引き続き今後、検討する。

4 連絡会議の設置等

- (1) ヴィエトナム難民問題に関し、関係省庁が緊密な協力のもとに一体となって取り組み、所要の対策の推進を図るため、内閣にヴィエトナム難民対策連絡会議（以下「連絡会議」という）を設ける。

イ 連絡会議の議長は内閣官房副長官とし、その構成員は内閣審議室長及び内閣官房長官が指名する次の省庁の関係局長等とする。

総理府 法務省 外務省 大蔵省 厚生省 農林省 運輸省 労働省 建設省
自治省

なお、必要に応じ構成員を追加することができる。

ロ 連絡会議の庶務は、内閣官房において処理する。

- (2) 関係省庁及び関係団体等との連絡の一本化を図り、その他必要な施策の取りまとめ等を行うため、内閣総理大臣官房に、関係省庁の職員をもって構成する対策室を設ける。

(参考) ヴィエトナム難民対策連絡会議構成員

議長 内閣官房副長官

内閣官房内閣審議室長
法務省入国管理局長
外務大臣官房長
大蔵大臣官房長
厚生省社会局長
農林省経済局長
運輸省海運局長
労働省職業訓練局長
建設大臣官房長
自治大臣官房長

○ ヴィエトナム難民の定住許可について（昭和53年4月28日）

本邦に一時滞住しているヴィエトナム難民のうち、我が国での定住を希望し、善良なる社会人として生活を営むと認められる者であって、次のいずれかに該当するものについては、定住を目的とする在留の許可をすることができるものとする。

- 1 日本人の配偶者、親若しくは子又は適法に日本に在留する外国人で安定した生活を営んでいると認められるものの配偶者、親若しくは子。
（長期にわたり保護者となるにふさわしい善意の者の養子を含む。）
- 2 安定した生活を営み、かつ、長期にわたり本人の保護者となるにふさわしい善意の者であると認められる里親のある者。
- 3 健康であって、安定した生活を営むに足りると認められる職に就いており、かつ、長期にわたり本人の身元を保証する確実な身元引受人と認められるもののある者及びその配偶者、親又は子。

○ インドシナ難民の定住対策について（昭和54年4月3日）

インドシナ難民の我が国における定住の実現に努めるため、さらに次の措置を講じるものとする。

- 1 ヴィエトナム難民の我が国における定住については、昭和53年4月28日付閣議了解において、定住許可の方針を明らかにしたが、今後はインドシナ難民を対象とするものとし当面500人を目途として、その定住の実現に努める。
- 2 従前の許可基準第3項については、健康であって、安定した生活を営むに足りると認められる職に就いている者にあつては、必ずしも身元引受人のあることを要件としない等弾力的運用を行う。
- 3 一時滞在中の難民で定住を希望する者に対し、日本語習得に必要な便宜の供与を図り、また必要に応じて職業紹介を行い、或いは職業訓練を施す。
- 4 上記500人の範囲内において、アジア諸国に一時滞在中のインドシナ難民についても、次のいずれかに該当する者については、定住を目的とする入国を許可することができるものとする。
(1) 日本人の配偶者、親若しくは子又は適法に日本に在留する外国人で安定した生活を営んでいると認められるものの配偶者、親若しくは子

- (2) かつて、在外日本国公館若しくは在外の日本企業等に一年以上雇用されたことのある者又は留学生、研修生等として一年以上日本に適法に在留したことのある者であって、確実な呼寄せ人があって、安定した生活を営むに足りると認められる職に就くこととなるもの、及びその配偶者、親又は子
- 5 さらに、上記1の数にかかわらず、昭和50年4月以前に入国したインドシナ三国からの留学生、元留学生等で、当面帰国できないものについても、定住の実現に努める。

○ インドシナ難民対策の拡充・強化について（昭和54年7月13日）

最近のアジア地域におけるインドシナ難民の増加に伴う諸問題に対処するため、政府は、国連に対する資金拠出のほか、次の措置をとるものとする。

第1 定住の促進

1 定住許可条件の緩和

従前の定住許可条件を緩和し、今後は次のとおりとする。

なお、定住枠（現行500人）については、定住化の進捗状況に応じ弾力的に漸次拡大を図るものとする。

(1) 本邦に一時滞在しているインドシナ難民

イ 日本人の配偶者、親若しくは子又は日本人若しくは日本に適法に在留する外国人の親族で相互扶助が可能と認められるもの（養子を含む。）。

ロ 長期にわたり保護者となるにふさわしい善意の者であると認められる里親のある者。

ハ 健康であって、生活を営むに足りると認められる職に就く者及びその配偶者、親又は子。

(2) アジア諸国に一時滞在しているインドシナ難民

イ 上記(1)イに同じ。

ロ かつて、在外日本国公館若しくは在外の日本企業等に相当期間雇用されたことのある者又は留学生、研修生等として相当期間日本に適法に在留したことのある者であって、確実な呼寄せ人があるもの又は生活を営むに足りると認められる職に就くことが見込まれるもの及びその者の配偶者、親又は子。

2 定住促進策

(1) 関係省庁は、相互に協力し、定住を希望する難民に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介又は職業訓練を行う。

(2) 我が国での定住を希望するインドシナ難民で、定住許可条件に該当することが見込まれるものに対し、我が国に定住するまでの間の援助等を行う団体に対し、当該活動に必要な措置を講じる。

(3) 就労先の確保

イ 各省庁は、インドシナ難民の就労先の確保に努力するものとする。

ロ 政府機関及び地方公共団体についても、上記イと同様の努力をするよう求めるものとする。

第2 一時上陸許可の弾力的運用

通常業務のため我が国に来航する外国商船がインドシナ難民を救助して入港した場

合、原則として当該船舶の船籍国政府の引取り保証を求めることなく、当該難民に対して一時上陸の許可を与えるものとする。

第3 連絡調整機能の強化

1 「ベトナム難民対策連絡会議」（昭和52年9月20日付け閣議了解による設置）を「インドシナ難民対策連絡調整会議」とし、これを内閣に置く。

会議の議長は内閣官房副長官とし、その構成員は、議長の指名する関係省庁の局長等とする。

2 会議に議長直属の事務局を置く。

事務局長その他の要員は、関係省庁の職員をもって充てる。

第4 その他

1 上記のほか、インドシナ難民対策の推進に必要な細目については、インドシナ難民対策連絡調整会議において決定する。

2 昭和52年9月20日付け閣議了解「ベトナム難民対策について」、同53年4月28日付け閣議了解「ベトナム難民の定住許可について」及び同54年4月3日付け閣議了解「インドシナ難民の定住対策について」のうち、この措置により変更又は吸収された事項については、廃止されたものとする。

(参考) インドシナ難民対策連絡調整会議構成員（平成11年7月現在）

議長 内閣官房副長官
内閣官房内閣外政審議室長
警察庁長官官房国際部長
法務省入国管理局長
外務省総合外交政策局国際社会協力部長
大蔵大臣官房長
文部省学術国際局長
厚生省社会・援護局長
農林水産省経済局長
通商産業省通商政策局長
運輸省海上保安庁次長
労働省職業安定局長
建設大臣官房総務審議官
自治大臣官房総務審議官

○ インドシナ難民の定住対策について（昭和55年6月17日）

インドシナ難民の定住対策を更に推進するため、政府は次の措置をとるものとする。

1 定住枠の拡大

従来500人としていた定住枠を1,000人に拡大するとともに、引き続き定住の促進に努める。

2 定住許可条件の緩和

アジア諸国に一時滞在しているインドシナ難民の定住許可条件を次のように改める。

イ 日本人の配偶者、親若しくは子又は日本人若しくは日本に適法に在留する外国人の

親族で相互扶助が可能と認められるもの（養子を含む。）

ロ 次のいずれかに該当する者であつて、確実な呼寄せ人があるもの又は生活を営むに足りると認められる職に就くことが見込まれるもの及びその配偶者、親若しくは子又は同行するその他の親族で相互扶助が可能と認められるもの

(イ) かつて、在外日本国公館又は在外の日本企業等に相当期間雇用されたことのある者

(ロ) かつて、留学生、研修生等として相当期間日本に適法に在留したことのある者

(ハ) かつて、日本人の個人的使用人として相当期間雇用されたことのある者

(ニ) かつて、日本政府若しくは日本政府機関の援助によって設立された技術研修機関等で日本人専門家から、又は青年海外協力隊員から、相当期間日本語、職業上の技術、柔道等を学んだ者

(ホ) 上記（イ）、（ハ）及び（ニ）のほか、かつて日本人と共同して、又は日本人の直接の指揮、指導の下に相当期間働いた者

(ヘ) その他、日本語の会話能力がある等、日本社会への適応力があると認められる者

ハ 長期にわたり保護者となるにふさわしい善意の者であると認められる里親のある者

3 ヴィエトナムからの家族呼寄せ

ヴィエトナム在住のヴィエトナム人であつて、国際連合難民高等弁務官事務所とヴィエトナム社会主義共和国との間の1979年5月30日付け了解覚書に基づき、家族との再会のため本邦に入国を希望するものについて、上記了解覚書に定める手続きに従うことを条件に、善良な社会人として生活を営むと認められる者であつて、次のいずれかに該当するものについては、その入国を許可することができるものとする。

イ 日本人の配偶者、親又は子（養子を含む。）

ロ 日本に適法に在留する外国人の配偶者、親又は未婚の子（養子を含む。）であつて、相互扶助が可能と認められるもの

ハ 上記イ又はロに随伴する親族で、その家族構成等からみて、人道上特に入国を認めることが相当と認められるもの（相互扶助可能な場合に限る。）

○ インドシナ難民の定住枠の拡大について（昭和56年4月28日）

政府は、インドシナ難民の定住枠を3,000人とするとともに、引き続き定住促進に努める。

上記3,000人の中には、昭和54年4月3日付け閣議了解「インドシナ難民の定住対策について」5に規定する留学生、元留学生等及び昭和55年6月17日付け閣議了解「インドシナ難民の定住対策について」3に規定するヴィエトナムからの家族呼寄せにより入国を許可された者を含めることとする。

○ 難民一時庇護センター設置について（昭和56年7月17日）

政府は、インドシナからのポート・ピープル等難民の一時庇護のための上陸許可制度の実効を期し、難民に対する援助等の活動の一層の合理化に資するため、次の措置をとるものとする。

1 政府の事業として難民一時庇護センター（「レセプション・センター」と称する。）

を本年末までに設置する。

- 2 レセプション・センターに関する主務官庁は、法務省とする。
- 3 レセプション・センターの収容規模は、200名とする。
- 4 レセプション・センターの運営は、財団法人アジア福祉教育財団に委託する。
- 5 レセプション・センターの設置及び運営に関し、関係省庁は、相互に協力の上、必要な措置を講じる。

○ インドシナ難民の定住枠の拡大について（昭和58年11月1日）

政府は、従来3,000人としていたインドシナ難民の定住枠を5,000人に拡大するとともに、引き続き定住の促進に努める。

○ インドシナ難民の定住枠の拡大について（昭和60年7月9日）

政府は、従来5,000人としていたインドシナ難民の定住枠を10,000人に拡大するとともに、引き続き定住の促進に努める。

○ いわゆるボート・ピープル対策について（平成元年9月12日）

我が国に到着する、いわゆるボート・ピープルについては、「インドシナ難民対策の拡充・強化について」（昭和54年7月13日閣議了解）第2等により対応してきたところであるが、最近のベトナム難民を含むいわゆるボート・ピープルの急増に的確に対処するため、政府は、去る6月にジュネーブで開催されたインドシナ難民国際会議の合意を踏まえての一時庇護のための上陸の許可の審査を実施するとともに、一時庇護のための上陸を許可されなかった者の処遇体制の整備等を図るため、以下の施策を実施することとする。なお、審査の結果、一時庇護のための上陸を許可されることとなった者については、従前のお取り扱いすることとする。

- 1 関係省庁は、確立された国際法規及びその他の国際的合意の進展に留意しつつ、一時庇護のための上陸を許可されなかった者の送還の速やかな実現及び今後におけるかかるボート・ピープルの流出防止についての関係国に対する要請に関し、緊密な協力の下、一体となってこれに取り組むものとする。
- 2 一時庇護のための上陸の許可の審査の実施及び上陸を許可されなかった者の収容・送還のための所要の措置を講ずるものとする。

○ いわゆるボート・ピープルへの対策について（平成6年3月4日）

本邦に到着する、いわゆるボート・ピープルについては、「いわゆるボート・ピープル対策について」（平成元年9月12日閣議了解）等により対応してきたところであるが、ボート・ピープルをめぐる最近の状況に対応するため、政府は去る2月14日にジュネーブで開催されたインドシナ難民国際会議第5回運営委員会の合意を踏まえ、次の措置を採るものとする。

なお、「インドシナ難民対策の拡充・強化について」（昭和54年7月13日閣議了解）及び「いわゆるボート・ピープル対策について」（平成元年9月12日閣議了解）のうち、この措置により変更又は吸収された事項については、廃止されたものとする。

- 1 本邦に到着するボート・ピープルについては、「いわゆるボート・ピープル対策について」（平成元年9月12日閣議了解）により実施してきた、平成元年6月のインドシナ難民国際会議の合意に基づくスクリーニング制度としての一時庇護のための上陸の許可の審査は、今後は実施しないこととし、出入国管理及び難民認定法その他の国内法令並びに国際法及び上記インドシナ難民国際会議第5回運営委員会の合意を含む国際的合意に基づいて取り扱うこととする。
- 2 関係省庁は、上記1により本邦から送還されることとなった者については、その送還の速やかな実現に努めるとともに、その収容・送還のための所要の措置を講ずる。
- 3 関係省庁は、今後のボート・ピープルの流出防止について、緊密な協力の下、関係国に対する要請に努める。

○ インドシナ難民の定住受入れについて（平成6年12月6日）

政府は、従来インドシナ難民の定住枠を10,000人としていたところであるが、平成6年2月14日にジュネーブで開催されたインドシナ難民国際会議第5回運営委員会の合意等インドシナ難民問題をめぐる最近の状況にかんがみ、今後は新たな定住枠を設定することなく、引き続きインドシナ難民の定住の受入れを行うこととする。

難民対策について

○ 難民対策について（平成14年8月7日）

政府は、従来インドシナ難民について、その定住支援策を講じてきたところであるが、最近の難民に関する諸問題に対処するため、次の措置をとるものとする。

1 条約難民として認定された者に対する定住の支援

- (1) 関係行政機関は、相互に協力し、本邦に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第61条の2第1項の難民の認定を受けているもの（以下「条約難民」という。）に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介又は職業訓練を行う。
- (2) 各行政機関は、条約難民の就労先の確保に努力するものとする。
- (3) 政府機関及び地方公共団体についても、上記(2)と同様の努力をするよう求めるものとする。

2 連絡調整機能

- (1) 難民をめぐる諸問題について、関係行政機関の緊密な連携を確保し、政府として必要な対応を検討するため、内閣に、難民対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。
- (2) 連絡調整会議の議長は内閣官房副長官（事務）とし、その構成員は、議長の指名する関係行政機関の局長等とする。
- (3) 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (4) 連絡調整会議の円滑な運営を図るため、連絡調整会議の下に幹事会を置くこととし、その構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- (5) 連絡調整会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、法務省、外務省等関係行政

機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

- (6) 前各項に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- (7) 昭和54年7月13日付け閣議了解により設置されたインドシナ難民対策連絡調整会議（以下「旧連絡調整会議」という。）は廃止し、これまで旧連絡調整会議が決定した事項及び申し合わせた事項（ただし、旧連絡調整会議幹事会の設置を除く。）については、連絡調整会議に引き継がれるものとする。

○ インドシナ難民対策について（平成15年3月14日）

昭和55年6月17日付け閣議了解「インドシナ難民の定住対策について」3に規定するベトナムからの家族呼寄せについては、インドシナ3国の政情が安定して久しく、受入れ未了の被呼寄せ者数が残りわずかとなったことを踏まえ、家族呼寄せの円滑かつ確実な完了を期するため、政府は、次の措置を講じるものとする。

- 1 ヴィエトナムからの家族呼寄せのために呼寄せ人が行う申請手続について、平成15年度末をもって申請受付を終了することとする。
- 2 関係行政機関は、相互に協力し、上記1の申請受付の終了について関係者への周知徹底を図るとともに、申請手続の案内等に十分配慮することとする。